

## 子どもの“読書”を応援します！

～ 「読書活動」を推進する取組を始めます ～

子どもの“読書”を応援し、“読書”をより身近に感じていただくため、子どもの読書活動を推進する新たな取組として、令和4年9月から「子ども読書資料循環制度」及び「小中学校及び義務教育学校と連携した電子書籍サービスの提供」を始めますので、お知らせいたします。

### 1 子ども読書資料循環制度

#### (1) 概要

身近にある保育園や児童館などの子ども関連施設で、子どもがより多くの“本”に出会い、気軽に“本”に触れられるよう、図書館スタッフが選んだ絵本や紙芝居等の「おすすめ児童書セット」を定期的に施設間で循環させる取組です。

施設利用者は、施設に届いた「おすすめ児童書セット」を自由に利用することができます。

#### (2) 循環対象施設

市立の子ども関連施設120箇所（保育園、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、こどもセンター、児童館、児童相談所及び陽光園）

#### (3) 循環方法

1セット30冊程度の児童書を循環用コンテナに入れ、2ヶ月ごとに子ども関連施設を循環します。

### 2 小中学校及び義務教育学校と連携した電子書籍サービスの提供

#### (1) 概要

1人1台端末等のICT環境を活用した「新しい学び」を推進するため、児童生徒がタブレット端末等から利用できる“電子書籍”を提供する取組です。

学校での学習活動や、児童生徒の自宅等での学習に“電子書籍”を活用することができるよう学校と図書館が連携して取り組みます。市立小中学校及び義務教育学校の児童生徒は、申請手続き不要で利用することができます。

なお、利用申請をしていただくことで、一般の方も利用が可能です。

#### (2) サービス提供開始日

令和4年9月1日（木）

#### (3) 貸出点数と貸出期間

1人2点まで、1週間以内

#### (4) 一般の方の利用

##### ア 利用申請をすることができる方

市内在住、在勤又は在学で、図書館の貸出券をお持ちの方

##### イ 利用申請の受付

9月1日（木）午前9時30分から各図書館の窓口又は電子申請で受付

（詳細は、次頁「参考資料」の【電子書籍サービス利用の流れ】のとおり）

##### ウ 利用開始日

（ア）窓口申請の場合は、申請した日の翌日から利用可能

（イ）電子申請の場合は、申請した日の翌々日から利用可能（申請した日の翌日が図書館の休館日に当たる場合は、直後の開館日の翌日から利用可能）

【問合せ先】 図書館

電話 042-754-3604（直通） 担当 遠藤

【子ども読書資料循環制度 循環用コンテナのイメージ】



コンテナには30冊程度の「児童書」と図書館スタッフが子どもへの思いを込めて作った「POP」(\*)が入っています。

- ・ 児童書の組合せパターンは約50通り
- ・ 2ヶ月ごとに施設間を循環します。
- ・ 各施設に年間180冊の児童書が届きます。(30冊×6回循環)

(\*) POP・・・「Point of Purchase advertising」の略。  
おすすめの本を紹介するメッセージカード

【電子書籍サービス利用の流れ】

